



広報

佐久

SAKU
Public Information
2010 平成22年

号外

<http://www.city.saku.nagano.jp>

佐久市総合文化会館住民投票特集



佐久市総合文化会館ホールのイメージパース

■ 佐久市総合文化会館の建設の賛否を問う 住民投票

投票日 **11月14日(日)**

■ 総合文化会館の市民説明会・市民討論会にご参加ください。

- 9月29日(水)から11月3日(水)まで市内延べ21会場で、
「総合文化会館および住民投票の市民説明会」を開催します。(最終ページ参照)
- 10月16日(土)、11月6日(土)「市民討論会」を開催します。(19ページ参照)

文化会館の必要性など

なぜ、必要なの？

- 質の高い多様な芸術文化の鑑賞や大勢の市民の皆さんが文化活動などをするため、佐久市の人口にも見合った規模のホールが必要です。…………… P 5

何ができるの？

- 例えば、「第九演奏会」を行ったり小・中学校が開催する合同音楽会などが開催できます。…………… P 6

どのように運営していくの？

- 標準的な場合「県内の1,000席規模のホールを持つ施設と同等以上を目標とする」
積極的な場合「県内でも積極的に事業を行っている施設と同等を目標とする」
の二通りに分けて考えました。…………… P 6～7

費用圧縮案の規模など

文化会館をどこに建てるの？

- 佐久平駅の南側。長野県佐久勤労者福祉センターの隣です。
駐車場は、勤労者福祉センターと一体的利用で、約600台の予定です。…………… P 8

どんな建物で、どんな設備があるの？

- 地上4階建て、地下1階で、延べ床面積は7,838.73㎡です。
客席数は1,476席、舞台は、間口約18m、奥行き約16mです。
オーケストラピット及び、仮設脇花道があります。
また、スタジオが3部屋、楽屋が5部屋、託児室や、ボランティアルームなどがあります。…………… P 9～10

費用圧縮案の財源など

財源はあるの？

- 有利な起債である、合併特例事業債を活用し、
以前から積み立ててきた「建設基金」も有効に活用します。…………… P11～12

合併特例事業債ってなあに？

- 文化会館の建設費のうち起債対象事業費の95%を借り入れることができ、
元利償還金の70%が国から市に地方交付税として算入される有利な起債です。
平成27年度までに限って活用が認められます。…………… P11

建設基金ってなあに？

- 昭和62年、「佐久市総合文化会館建設基金条例」を制定し、各種団体や個人から寄せられた寄附金、
また、将来の建設資金を確保するために積み立ててきたものです。
平成21年度末で、約19億6千6百万円です。…………… P11

費用圧縮案の建設費や維持管理費など

総額でいくらかかるの？

- 用地費 約31億8千万円
建設費 約55億1千万円
その他経費 約 3億8千万円
合計で 約90億7千万円…………… P12

維持管理費などは毎年いくらかかるの？

- 光熱水費など維持管理費に、人件費を加算した額から貸館収入を控除した経常経費と、
自主事業費から自主事業収入を控除した額がこれになります。
標準的な場合で、約1億6千万円
積極的な場合で、約2億3千万円…………… P12

文化会館を建設しない場合

建設しない場合どうなるの？

- 平成20年度から借りた合併特例事業債は、原則として速やかに一括して返還します。…………… P13

(参考)従来通り案の規模・建設費・維持管理費

(参考)従来通り案は、どんな建物で、どんな設備があるの？

- 地上4階建て、地下1階で、延べ床面積は8,915.05㎡です。
客席数は1,476席、舞台は、間口約18m、奥行き約16mです。
オーケストラピットおよび仮設脇花道があります。また、スタジオが4部屋、楽屋が7部屋、会議室が3部屋、託児室や、情報交流センター、ボランティアルームなどがあります。…………… P14

(参考)従来通り案は、総額でいくらかかるの？

- 用地費 約31億8千万円
建設費 約63億8千万円
その他経費 約 3億4千万円
合計で 約99億円…………… P15

(参考)従来通り案は、維持管理費などは毎年いくらかかるの？

- 光熱水費など維持管理費に、人件費を加算した額から貸館収入を控除した経常経費と、自主事業費から自主事業収入を控除した額がこれになります。
標準的な場合で、約2億1千万円
積極的な場合で、約2億9千万円…………… P15

住民投票関係

なぜ住民投票を行うの？

- 市民の皆さんの意見が二分されていることから、市民の皆さんに「必要な情報提供」をし、「建設の賛否」を仰ぐものです。
なお、「建設に係る規模、事業費、維持管理費等」については、精査し見直しを図りました。…………… P16

誰が投票できるの？

- 選挙と同様に、佐久市に住所を有する年齢満20歳以上の日本国民で、投票権を有する人です。…………… P16

投票の方法は？

- 建設に「賛成」する場合は賛成欄へ、「反対」する場合は反対欄へ○の記号をつけます。
建設に当たり参考となる設問として、賛成欄に○をつけた人は、「従来通り案での建設」と、「費用圧縮案での建設」のどちらかを選択し、○の記号をつけることができます。…………… P17

投票結果で建設するかしないかを決めるの？

- 市長は、住民投票の結果について尊重し、責任ある判断をします。…………… P17

投票日は？

- 11月14日(日)です。…………… P17

市民討論会は？

- 10月16日(土)と11月6日(土)に開催します。
パネラーを募集します。
大勢の市民の皆さんのご参加をおまちしています。…………… P19

説明会の日程は？

- 9月29日(水)から11月3日(水)まで、市内延べ21会場で開催します。
ご都合の良い日時、会場へご参加下さい。…………… P20

(注) 金額については、現段階での試算です。

佐久市総合文化会館の検討経過

時 期	内 容
昭和61年 9月	文化団体をはじめ団体組織で構成された「佐久市文化会館建設推進協議会」から陳情書が旧佐久市に提出され、これを契機に総合文化会館建設について検討が始まりました。
昭和62年 3月	各種団体や個人から寄せられた寄附金、また、将来の建設資金を確保するために「佐久市総合文化会館建設基金条例」を制定しました。
昭和63年 3月	議会では、総合文化会館早期建設のための調査、研究のため、「総合文化会館建設特別委員会」が設置され、調査、研究が始まりました。
平成17年 4月	四市町村が合併して、新・佐久市が誕生しました。
平成18年 12月	「第一次佐久市総合計画」を策定しました。 〔新「佐久市」の北部ゾーン(佐久平駅南)に総合文化会館を整備することが示されました。〕
平成19年 3月	平成18年12月、平成19年1、2月に 「佐久市総合文化会館早期建設促進を願う会」から提出された“佐久市総合文化会館早期建設促進を願う”陳情書が、議会の本会議で、全会一致で採択されました。
平成19年 6月	総合文化会館の建設計画作りを推進するための協議組織として、「佐久市総合文化会館建設協議会」を設置しました。
平成19年 8月	市内文化団体との懇談会を5地区で開催しました。
平成19年 12月	全市民を対象に、延べ20会場で「総合文化会館建設計画中間報告」について地区懇談会を開催しました。
平成20年 1月	佐久市土地開発公社より建設予定用地を取得しました。
平成20年 3月	「佐久市総合文化会館基本構想・基本計画(案)」について、パブリックコメントを実施しました。 「佐久市総合文化会館基本構想・基本計画」を策定しました。
平成20年 7月	公募委員を含めた 「佐久市総合文化会館建設協議会」、「佐久市総合文化会館建設等検討懇話会」が発足しました。
平成21年 1月～2月	「佐久市総合文化会館建設事業基本設計(案)市民説明会・意見交換会」を2会場で計4回開催しました。
平成21年 3月	「佐久市総合文化会館基本設計」を策定しました。
平成21年 8月	「佐久市総合文化会館基本設計市民説明会」を5会場で開催しました。
平成21年 11月～12月	管理運営基本計画策定の参考資料のために、市内既存施設でおこなわれた公演の観客を対象にしたアンケートを、延べ6会場で実施しました。
平成22年 3月	「佐久市総合文化会館実施設計」および「佐久市総合文化会館管理運営基本計画」を策定しました。
平成22年 5月～8月	市職員による総合文化会館の設計および管理運営基本計画の見直しを行いました。
平成22年 7月～8月	「佐久市総合文化会館の建設の賛否を問う住民投票条例(素案)」のパブリックコメントを実施しました。
平成22年 9月	臨時議会において、「佐久市総合文化会館の建設の賛否を問う住民投票条例」が可決されました。

総合文化会館の概要

佐久市の公立ホールの課題

市内公立ホールの利用状況は、講習会・講演会、集会・総会などが中心となっており、演奏会・鑑賞会といった舞台芸術活動の利用が少ない要因として、次の3項目が考えられます。

- 課題1：**現代の舞台芸術や事業の多様化への対応に対して、施設・整備内容が十分でないため、演奏会・鑑賞会の利用が少なくなっている。
- 課題2：**大規模ホールがないため、行政が行う国・県レベルの式典・大会等の開催や合併後の市主催の鑑賞会や成人式等のイベントにおいて、参加人員を一度に収容することが困難である。
- 課題3：**新幹線が開通し広域からの集客が見込めるにも関わらず、プロモーターによる興行を行うには客席数が十分でないため、演奏会・鑑賞会に対応する施設の整備が必要となっている。

建設の必要性

芸術・文化・生涯学習活動の中核施設となるホール、市主催で行う行事において対象者を収容するに十分な、佐久市の人口に見合った規模の新しいホールを建設することが必要とされています。

また、北陸新幹線を利用した東京や長野からの立地の優位性を生かし、さまざまな興行にも対応できる大ホールの建設が望まれています。



小中学生による合唱コンクール

建設の目的

総合文化会館の建設目的は、次の5つの基本理念の実現により、市民をとりまく芸術・文化環境の向上を図ることにあります。

1. 芸術文化創造の場

- 市民との協働により、人材の育成、市民の芸術文化活動の支援が図れる施設を目指します。
- 文化活動団体との連携を図り、一貫した文化創造活動が展開できる施設を目指します。

2. 芸術文化鑑賞の場

- 質の高い多様な芸術文化を鑑賞する機会を提供し、地域文化創造へと広がる事業展開ができる施設を目指します。

3. 交流・出会いの場

- 市民、大学、企業などの交流や市内外の文化施設や文化団体との新たな出会いの場を広げ、広域交流施設として芸術文化の中核となる施設を目指します。
- 成人式をはじめ市が行う式典などにも対応可能な施設を目指します。

4. 市民との協働の場

- 市民が専門家と協働して企画・製作・創造できる環境の中で、人材育成ができる場を提供するなど、芸術文化創造の担い手として活動できる施設を目指します。

5. 憩いの場

- 市民がイベントを実施したり鑑賞できる自由な空間や、集い、語り合うスペースを創り、来館者でにぎわう憩いの場となる施設を目指します。

建設の効果

1. 広い舞台や客席数を活かした市民参加の催し物や舞台芸術の鑑賞会ができます。

例えば

- 「第九演奏会」などの市民参加型イベント
- 3管編成（70人から90人程度）のオーケストラによる演奏会
- オーケストラピットを使用して行うオペラやミュージカル
- 小・中学校が開催する音楽会や演劇などの合同鑑賞会
- 市民の皆さんや行政が行う大きな会議や発表会などでの活用
- プロモーターが行う興行ベースに乗る演目の上演範囲が拡大



ポップス系のコンサート
※芸能人歌謡ショーなど

2. 利用しやすい立地条件で催しが開催できます。

- コンサートや演劇、発表会や集会などの催しに際し、新幹線や小海線を利用した集客が期待できます。

管理運営基本計画

1. 基本方針

芸術文化は、感動する心を育み、創造する力を生み出すきっかけを与えてくれます。また、多くの人と感動を分かち合い、共感する心は、人と人とのコミュニケーションを高めます。

佐久市総合文化会館の基本理念を実現するために、管理運営の5つの基本方針を設けました。

- ①さまざまな立場の人びとが協働し、自ら創る 「創造・協働の場」
- ②感動に出会う 「舞台芸術の鑑賞の場」
- ③豊かな心を育む 「まなぶ場・あそび場」
- ④いつも何かに出会える 「集いの場」
- ⑤市民の心が通い合う 「交流の場」



歌舞伎などの古典芸能

2. 運営の考え方

文化会館の運営については、その時々の方針により幅が出てきます。

そこで、「標準的」な運営をする場合と、「積極的」な場合の二つに分けて考えました。

「標準的」な場合とは 「県内の1,000席規模のホールを持つ施設と同等以上を目標とする」

「積極的」な場合とは 「県内でも積極的に事業を行っている施設と同等を目標とする」

3. 組織計画

施設の管理運営に必要な職員と組織体制として、直営または指定管理者等が考えられ、それぞれ長所、短所がありますが、今後、管理運営実施計画で決定します。

市民参加について

市民参加のスタイルとして、施設の運営方針や事業方針に関する諮問機関への参加、管理運営主体が実施する事業を協働して行うボランティア組織、館のファンが参画する組織（友の会）などがありますが、運営組織の立ち上げに合わせ検討します。

総合文化会館の概要

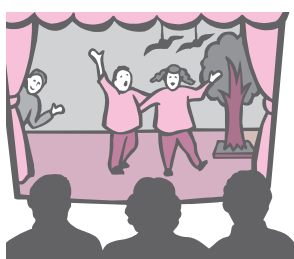
4.自主事業計画

(貸館事業とは別に、施設の運営主体が自主的に企画して行う事業)

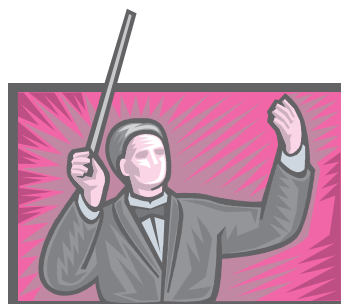
表-①

事業種別	分野	事業本数		備考
		標準的	積極的	
鑑賞型	音楽(クラシック系)	2	4	オーケストラ、合唱、室内楽、声楽他
	音楽(ポップス系)	2	4	若者向け(J-POPなど)、アダルト向け(ジャズなど)他
	演劇	2	4	演劇、実験的演劇、ミュージカル、朗読
	ダンス	1	3	クラシックバレエ、モダンダンス他
	古典芸能	1	4	歌舞伎、日本舞踊、文楽、能・狂言、演芸他
	映像	1	4	ロードショー作品、名画、短編映画、アニメ他
普及・育成 創造・交流型	ワークショップ	3	4	合唱、演技、ダンス、身体表現、舞台技術
	レクチャー	3	4	講座、講演会・講習会、シンポジウム
	小中学生対象	3	4	鑑賞型事業の公演に関連したワークショップ等
	フェスティバル	2	2	市民ミュージカル、国際交流フェスティバル
情報事業		1	2	機関紙の発行(毎月)。積極的は(季刊号)も発行。
施設提供・利用者支援事業		1	1	利用説明会、利用支援等(通年)
計		22	40	

(注) 分野ごとの事業本数は、固定的なものではなく、毎年、さまざまな分野の事業をバランス良く計画するものとします。



演劇
※〇〇劇団公演など



クラシックのコンサート
※〇〇交響楽団演奏会など

5.経済波及効果

経済波及効果は、何らかの投資需要や消費需要があったとき、その需要を賄うための生産が生まれ、生産が生産をよんで、いろいろな産業の生産が誘発される効果のことを言います。

総合文化会館においては、維持管理費や自主事業費、また、市内や市外からの来場者が、公演鑑賞等の際に付随して行う飲食やショッピング、公演事業で滞在する芸術団体等が使う宿泊費、飲食費、交通費などが投資需要や消費需要になります。

なお、実際の運営が始まってからアンケートなど実績調査を行い、詳細に計算することになります。

(参考)

平成21年3月に県内で積極的に事業を行っている文化会館が「事業運営による経済効果分析」を行っています。報告書によれば、運営管理事業、主催事業、および学芸事業に伴い、約5億7,000万円を支出(人件費を除く)しましたが、その内の約1億7,000万円が長野県内での支出であり、直接生産誘発額(県内自給額)が、約1億円になります。これから求められた経済波及効果は約1億4,800万円でした。

また、同様な計算で、貸館事業に伴う経済波及効果は約1,000万円でした。

さらに、観客の消費支出(アンケートで求めた)に伴う、経済波及効果は約5億3,600万円でした。

これら3件を足した経済波及効果の総計は約6億9,400万円となります。

簡潔に言いますと、この文化会館では、1年に約5億7,000万円を支出したが、貸館事業や観客の消費支出などにより、長野県内で約6億9,400万円の需要を創出したという事です。

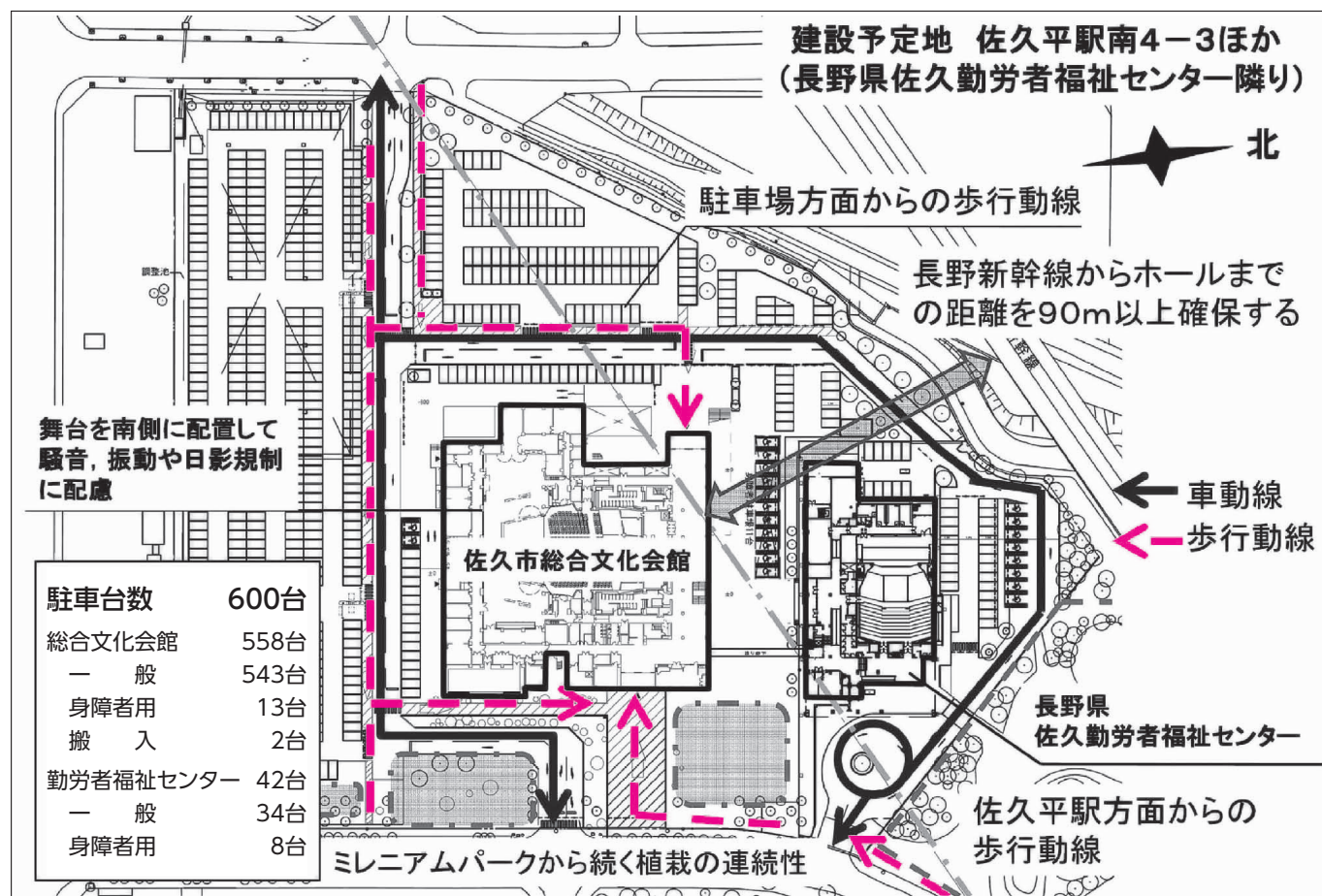
また、それ以外に、31人分の雇用を生み出してもいます。

住民投票における「平成22年8月提案の実施設計の費用圧縮見直し案での建設
(費用圧縮案での建設)」です。

設計概要（費用圧縮案）

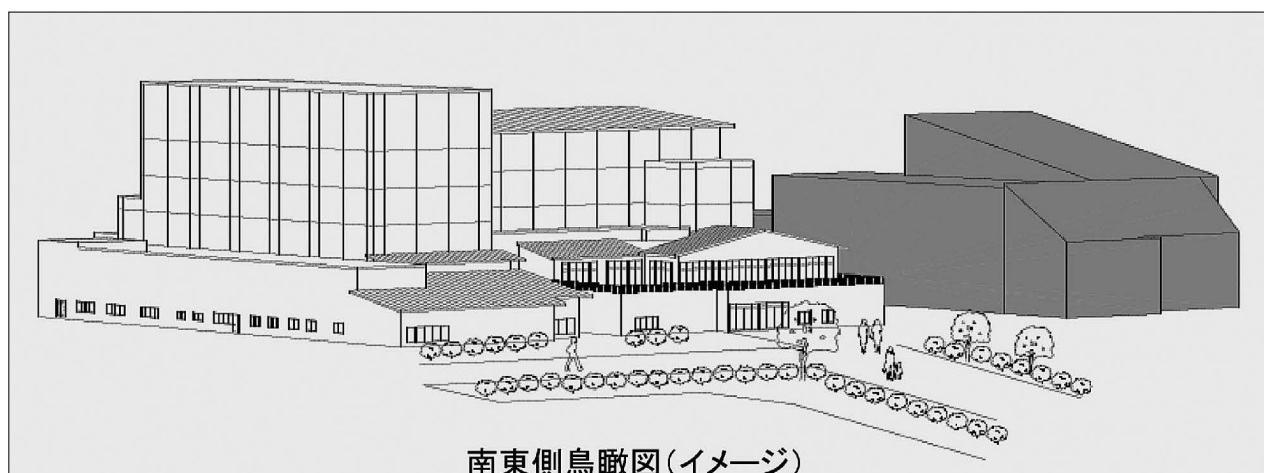
敷地計画

図-①



設計の基本的な考え方

- 建物と長野新幹線までの距離を確保するなど、騒音・振動に配慮。
- 建物の窓が多い部分が佐久平駅、新幹線の車窓などからも見えるように計画。
- 駅方面からの動線と駐車場方面からの動線の位置に広い出入口を計画。
- 普通車サイズの駐車スペースを優先的に確保して、駐車台数を多く計画。
- 勤労者福祉センターとの一体的な管理・運営ができるように計画。
- ミレニアムパークからの連続性を考慮した植栽計画をして、景観に配慮。

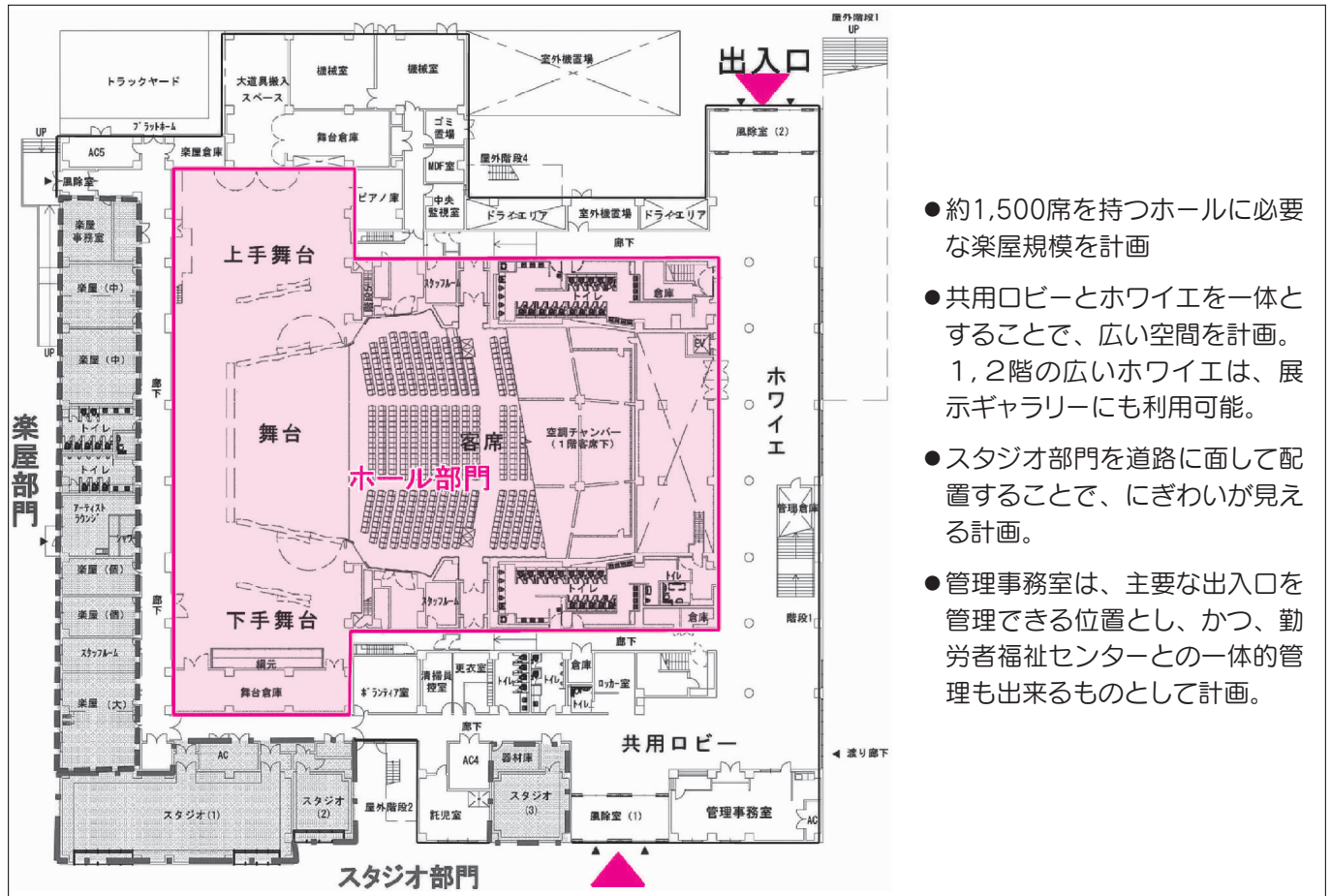


南東側鳥瞰図(イメージ)

総合文化会館の概要

平面計画（1階）

図-②

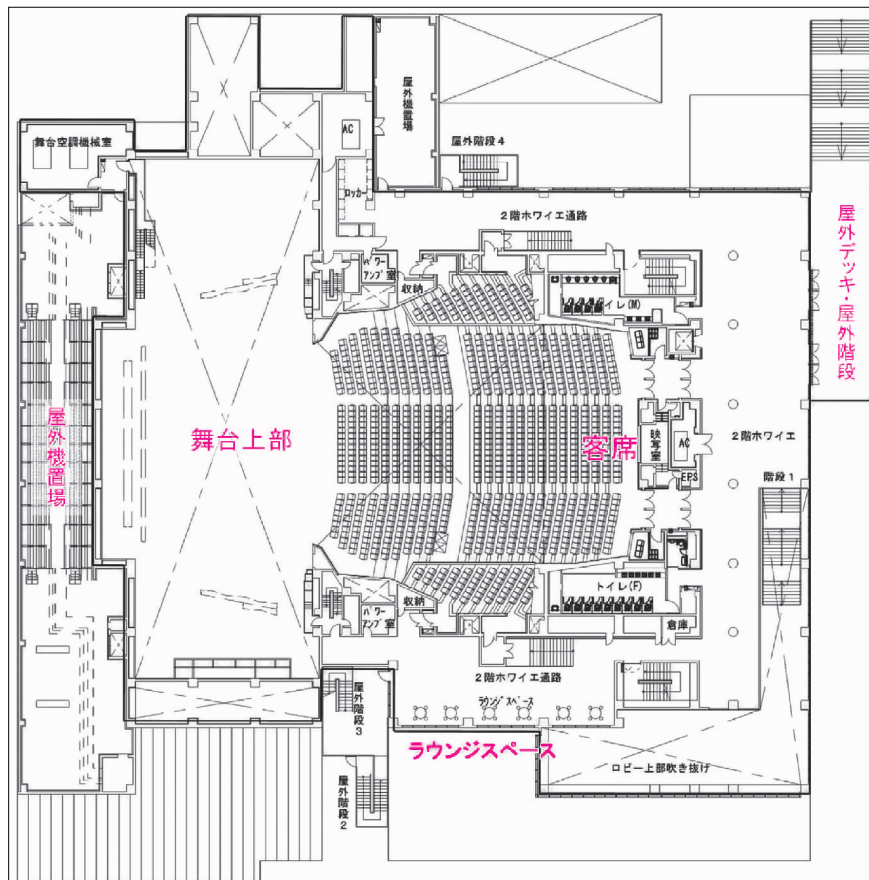


- 約1,500席を持つホールに必要な楽屋規模を計画
- 共用ロビーとホワイエを一体とすることで、広い空間を計画。
1, 2階の広いホワイエは、展示ギャラリーにも利用可能。
- スタジオ部門を道路に面して配置することで、にぎわいが見える計画。
- 管理事務室は、主要な出入口を管理できる位置とし、かつ、勤労者福祉センターとの一体的管理も出来るものとして計画。

- 規 模：地上4階 地下1階 延床面積7,838.73㎡ 最高高さ約28m
- 客 席：全1,476席 3層構成 車イス席・多目的鑑賞室を含む
1階席 892席（車イス席8席、多目的鑑賞室2室6席）
2階席 338席
3階席 246席
※オーケストラピット利用時は、100～138席が利用できない。
- 舞 台：プロセニウム型（間口 約18m・奥行き 約16m）袖舞台（上手・下手）
オーケストラピット、組立式仮設脇花道、舞台倉庫、ピアノ庫など
- 楽 屋：大楽屋 1室、中楽屋 2室、個室楽屋 2室、スタッフルームなど
※大楽屋と中楽屋1室は、可動間仕切り壁により、2分割利用が可能。
※楽屋室は、会議室や打合せ室としても利用。
- スタジオ：スタジオ(1)約187㎡、スタジオ(2)約38㎡、スタジオ(3)約49㎡
※スタジオは、臨時楽屋または会議室、打合せ室としても利用。
- そ の 他：管理事務室、1階ホワイエギャラリー、2階ホワイエギャラリー、
2階ホワイエラウンジ、ボランティアルーム、託児室など
- ◆ ト イ レ：ホール1階トイレ（男子トイレ、女子トイレともに2ヶ所ずつ計画）
※可動式間仕切り壁を動かすことにより、男女トイレの構成数を変動可能。
男トイレブース 最少 4 最大10
女トイレブース 最大24 最少18
バリアフリー（多目的）トイレを各階に計画。
1、2階は、オストメイト対応。

平面計画（2階）

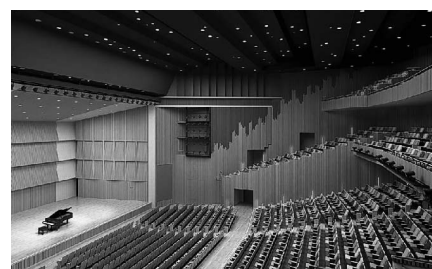
図-③



- 会議室部門については、勤労者福祉センターの会議室を使用
- 東側のホワイエにラウンジを設け、自動販売機を設置して、憩いの場を計画し、移動販売などのサービスも可能。
- 2階ホワイエは、公演時の物品販売などにも対応ができる広さを計画。
- 屋外階段を利用することで直接外へ出ることができ、公演終了時の混雑を緩和。



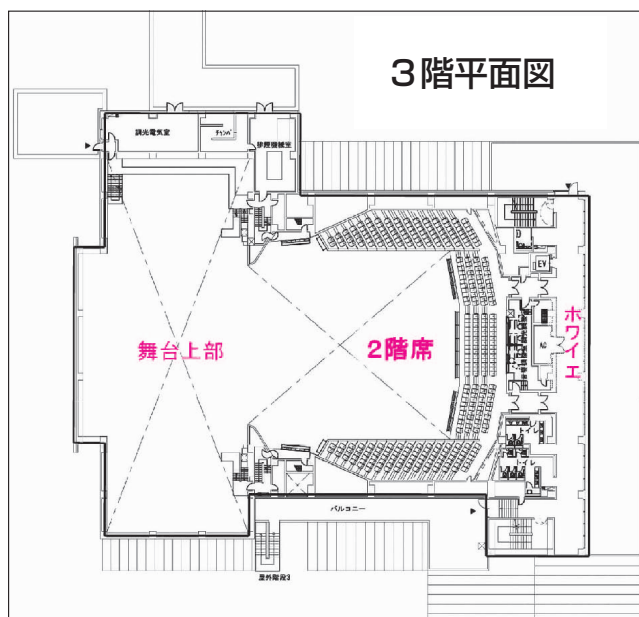
2 階席から望む舞台のイメージ①



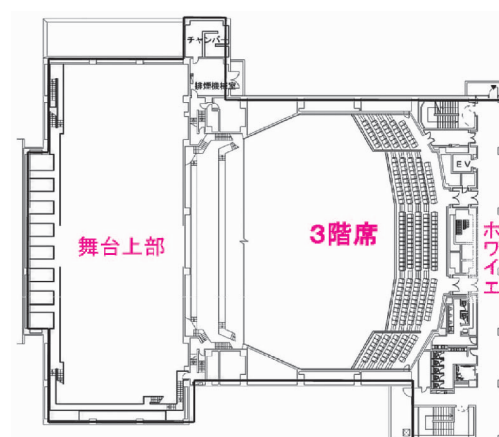
2 階席から望む舞台のイメージ②

平面計画（3・4階）

図-④



3階平面図



4階平面図

総合文化会館の概要

概算工事費

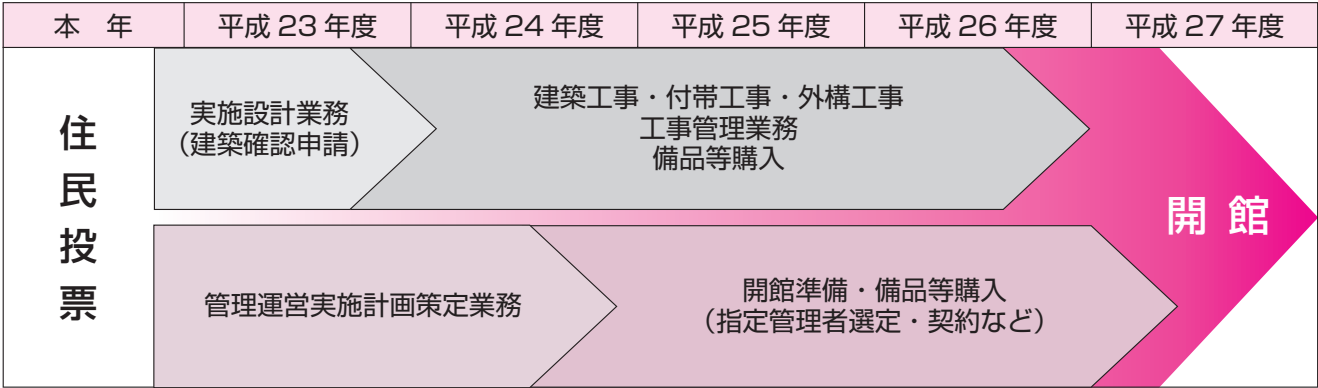
表一②〔単位：千円〕

区 分	概算工事費	備 考
A. 建設工事	5,026,875	建築・舞台機構, 電気設備, 空調・給排水衛生設備等
B. 附帯工事	17,745	佐久勤労者福祉センター改修
C. 外構整備工事	317,730	駐車場整備, 植栽等
D. 備品・機器購入費	142,006	家具・備品等
総 合 計	5,504,356	消費税含む

※場合によっては、下記の費用等が必要になる場合もあります。
地中障害物処分費, 電波障害対策費, 各種負担金, 追加地質調査費, アートワーク設置費など

建設スケジュールの概要

表一③



費用・財源（費用圧縮案）

建設する場合（P12）、建設しない場合（P13）で費用・財源を掲載しました。

総合文化会館建設事業は、合併特例事業債が活用できます。
建設費用および財源については、今後の実施設計により、変更もあります。

（注）合併特例事業債とは… 佐久市が合併したことにより平成 27 年度までに限って活用が認められる借入金で、新市の一体性の速やかな確立や均衡ある発展に資する事業等に対して適用となる極めて有利な市債です。
総合文化会館の建設費のうち起債対象事業費の 95%を借り入れることができ、その元利償還金の 70%が後年度国から市に地方交付税として算入され、残り 30%を市が負担することになります。また、借入れた市債は、10 力年程度の複数年に渡り償還します。

建設基金とは…昭和 62 年、「佐久市総合文化会館建設基金条例」を制定し、各種団体や個人から寄せられた寄付金、また、将来の建設資金を確保するために積み立ててきたものです。

平成 21 年度末残高 約 19 億6千6百万円

○建設する場合（合併特例事業債を活用）

表-④〔単位：千円〕

項 目	総 額 ①	財 源		
		市 債 ②	建 設 基 金 ③	一般財源（A） ①－②－③
用 地 費	3,180,195	3,019,200	160,000	995
建 設 費	5,504,356	5,094,200	0	410,156
そ の 他 経 費	383,710	150,800	35,000	197,910
計	9,068,261	8,264,200	195,000	609,061

※用地は、すでに取得済みで、佐久市の財産です。

※表中の「その他経費」とは、設計委託料、工事監理委託料、測量調査費、どん帳及びグランドピアノの購入費など、建設工事以外に必要な経費です。

合併特例事業債の元利償還金の推計内訳

表-⑤〔単位：千円〕

償 還 期 間	元金（支出①）	利子（支出②）	国からの交付税措置 （収入③）	一般財源（B） （①＋②－③）
平成21年～36年	8,264,200	538,865	6,162,145	2,640,920

※平成23年度以降の借入れについては、

年利率0.9%（平成22年4月時点の財政融資資金貸付金利で計算）、10年償還（3年据置）としました。

実質的な市負担

表-⑥〔単位：千円〕

年 度	一般財源（A）	一般財源（B）	実質的な市負担 （A＋B）
平成19年～36年	609,061	2,640,920	3,249,981

※建設基金の残額約19億6,600万円は、市債の償還に充当していきます。

総合文化会館建設に係る実質的な市負担が発生する期間は、市債の償還期間を10年とした場合、平成19年度から平成36年度までの18年間となります。年間平均で、約1億8,000万円程度、最大でも、約4億7,000万円程度になると見込まれます。

上記の事業費とは別に毎年かかる維持管理費など

自主事業計画と組織計画で検討した、事業本数や職員数等を基に、維持管理費に人件費を加算した額から貸館収入を控除した経常経費と、自主事業費から自主事業収入を控除した自主事業経費を試算しました。

標準的		積極的	
159,600千円 ①+②+③		225,200千円 ①' +②' +③'	
③自主事業 経 費 28,000千円	支 出 自主事業費 62,100千円 収 入 自主事業収入 34,100千円	③' 自主事業 経 費 61,300千円	支 出 自主事業費 139,600千円 収 入 自主事業収入 78,300千円
②維持管理 経 費 75,600千円	支 出 維持管理費 96,900千円 収 入 貸館収入 21,300千円	②' 維持管理 経 費 81,900千円	支 出 維持管理費 105,900千円 収 入 貸館収入 24,000千円
①人件費 56,000千円		①' 人件費 82,000千円	
ア 経常経費 131,600千円		ア' 経常経費 163,900千円	

図-⑤

図-⑤

総合文化会館の概要

○建設しない場合

表-⑦〔単位：千円〕

項 目	総 額 ①	財 源		
		市 債 ②	建 設 基 金 ③	一般財源 (A) ①-②-③
用 地 費	3,180,195	3,019,200	160,000	995
そ の 他 経 費	131,358	81,200	35,000	15,158
計	3,311,553	3,100,400	195,000	16,153

※用地は、すでに取得済みで、佐久市の財産です。

合併特例事業債の元利償還金の内訳

表-⑧〔単位：千円〕

償 還 期 間	元金 (支出①)	利子 (支出②)	一般財源 (B) (①+②)
平成21年～22年	3,100,400	62,497	3,162,897

※すでに措置されていた交付税については、直近の交付税検査において錯誤措置がなされ、検査の翌年度の交付税額から差し引かれます。

※利子は、平成22年度末で算出

実質的な市負担

表-⑨〔単位：千円〕

年 度	一般財源 (A)	一般財源 (B)	実質的な市負担 (A+B)
平成19年～22年	16,153	3,162,897	3,179,050

(注) 建設中止の場合の実質的な市負担は、既に借り入れた市債を一括返還する場合で算出しています。

(参考)

財政の指標等

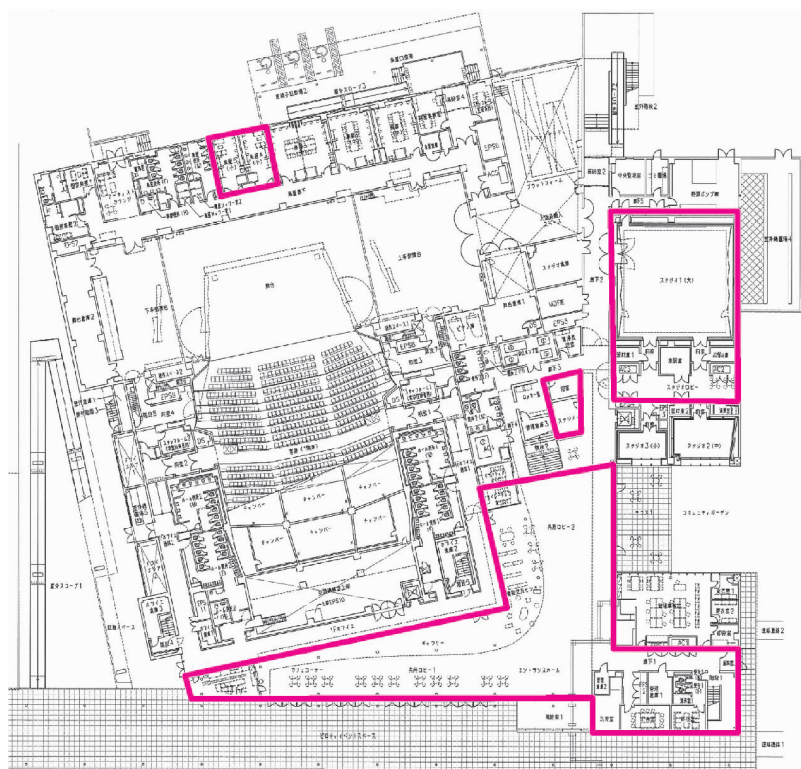
市町村の財政状況を客観的に判断する基準として、いくつかの指標があります。
これは、全国統一基準による財政状況を測る目安です。

表-⑩

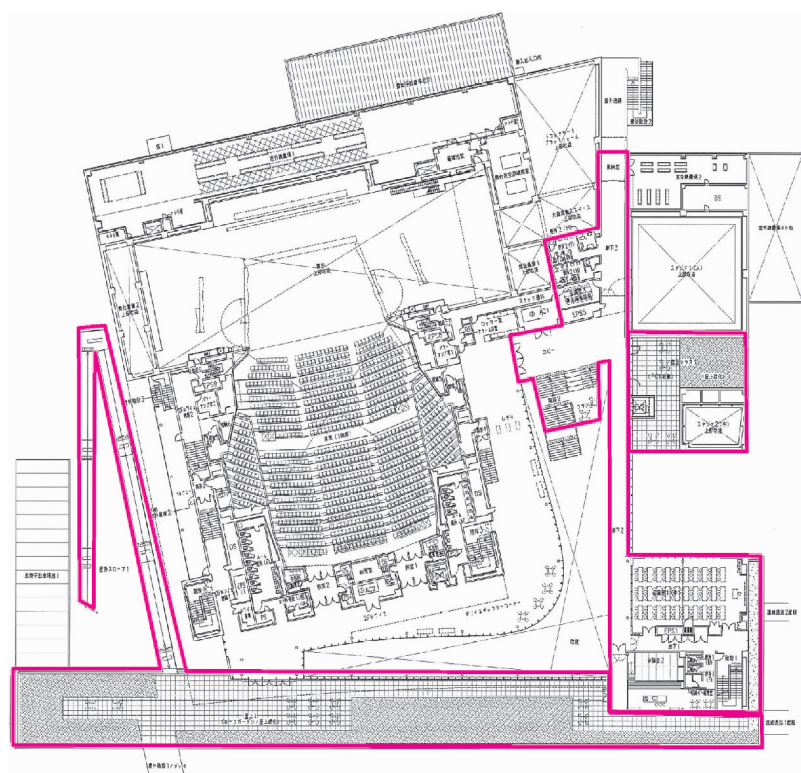
項 目	平成21年度決算	説 明
①経常収支比率	81.9%	経常収支比率は、人件費・扶助費・公債費などの義務的性格を持つ経常経費に充当した一般財源が経常一般財源総額に占める割合を示したもので、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられます。この数値が低いほど臨時的財政需要に対して余裕を持つこととなり、財政構造に弾力性があることとなります。
	県下19市の中で一番低い数値です。	
②財政力指数	0.569	財政力指数は、財政力を判断する指標として用いられ、この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財源に余裕があるとされています。
	県下19市の中で高い方から13番目です。	
③実質公債費比率	6.7%	実質公債費比率は、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する割合です。この数値も低い方が良いとされています。
	県下19市の中で一番低い数値です。	
④市債残高	402億9,964万6千円	市債は、市が国や銀行等から借り入れる借金です。市では、事業を行う際の資金調達のため、また、耐用年数の長い施設を造るときに、将来の市民の皆さんにもその一部を負担していただくため、借り入れをしています。 なお、佐久市においては、市債残高の約7割は、後年度交付税として算入されることとなります。
	市民一人当たり40万3,683円で、県下19市の中で少ない方から10番目です。	
⑤基金現在高	216億7,708万円	基金は、家計に例えれば、預貯金にあたります。市では、景気の変動があっても安定的に財政運営をするため、また、学校建設など、将来予定している大型事業に備えるため、基金を積み立てています。
	市民一人当たり21万7,140円で、県下19市の中で一番多い額です。	

参考 住民投票における「平成21年度総合文化会館建設事業の実施設計での建設（従来通り案での建設）」です。

設計概要（従来通り案）



圧縮前の1階平面図（平成22年3月）



圧縮前の2階平面図（平成22年3月）

※3階・4階は省略

赤字と赤線で囲った部分は、費用圧縮案で圧縮・変更を行った主な箇所を示します。

■規模

地上4階 地下1階

最高高さ：約28m

延床面積：8,915.05㎡

【1階】

■客席

全1,476席 3層構成

車イス席 8席、多目的鑑賞室 2室

■舞台

プロセニウム型（約18m×約16m）

オーケストラピット、仮設脇花道、舞台倉庫、ピアノ庫など

■楽屋

大楽屋 1室、中楽屋 2室、**小部屋 2室**、個室楽屋 2室、スタッフルームなど

■スタジオ

大スタジオ 約267㎡

中スタジオ 約 56㎡

小スタジオ 約 32㎡

小スタジオ 約 16㎡

■その他

管理事務室、ギャラリー、**情報交流センター**、ボランティア・ルーム、**オペレーション・ルーム**、**喫茶パントリー**、**カフェ・コーナー**、**応接室**、**打合せ室**、**共用部エレベーター**、託児室など

【2階・その他】

■会議室

中会議室 約137㎡

小会議室 約 21㎡（和室）

小会議室 約 17㎡

■その他

ラウンジ・スペース、**屋上テラス**、**ルーフ・ガーデン**、**屋外スロープ**、**屋外デッキ**、**太陽光発電設備**、**屋上緑化**、**雨水再利用設備**など

総合文化会館の概要

費用・財源（従来通り案）

建設する場合（合併特例事業債を活用）

表-⑪〔単位：千円〕

項 目	総 額 ①	財 源		
		市 債 ②	建 設 基 金 ③	一般財源（A） ①－②－③
用 地 費	3,180,195	3,019,200	160,000	995
建 設 費	6,377,332	5,911,100	0	466,232
そ の 他 経 費	341,641	178,800	35,000	127,841
計	9,899,168	9,109,100	195,000	595,068

合併特例事業債の元利償還金の推計内訳

表-⑫〔単位：千円〕

償 還 期 間	元金（支出①）	利子（支出②）	国からの交付税措置 （収入③）	一般財源（B） （①＋②－③）
平成21年～36年	9,109,100	590,197	6,789,507	2,909,790

実質的な市負担

表-⑬〔単位：千円〕

年 度	一般財源（A）	一般財源（B）	実質的な市負担 （A＋B）
平成19年～36年	595,068	2,909,790	3,504,858

※建設基金の残額約 19 億 6,600 万円は、市債の償還に充当していきます。

総合文化会館建設に係る実質的な市負担が発生する期間は、市債の償還期間を 10 年とした場合、平成 19 年度から平成 36 年度までの 18 年間となります。年間平均で、約 1 億 9,500 万円程度、最大でも、約 5 億 3,000 万円程度になると見込まれます。

上記の事業費とは別に毎年かかる維持管理費など

標 準 的		積 極 的	
210,200千円 ①＋②＋③		294,800千円 ①′＋②′＋③′	
③自主事業 経 費 31,500千円	支 出 自主事業費 69,900千円 収 入 自主事業収入 38,400千円	③′自主事業 経 費 61,300千円	支 出 自主事業費 139,600千円 収 入 自主事業収入 78,300千円
②維持管理 経 費 100,400千円	支 出 維持管理費 124,000千円 収 入 貸館収入 23,600千円	②′維持管理 経 費 110,500千円	支 出 維持管理費 137,100千円 収 入 貸館収入 26,600千円
①人件費 78,300千円		①′人件費 123,000千円	
ア 経常経費 178,700千円		ア′ 経常経費 233,500千円	

図-⑥

市政への直接参加!!

佐久市総合文化会館の 建設の賛否を問う住民投票を

11月14日(日)に、実施します

市民の皆さんの意思を直接確認する大切な投票です。
棄権することなく進んで投票しましょう。

建設計画から20余年が経過し、時代背景も様変わりする中で、将来の佐久市を見据え、市民の皆さんに「必要な情報提供」をし、「建設の賛否」を仰ぐものです。

なお、「建設に係る規模、事業費、維持管理費等」については、精査し見直しを図りました。

今回の住民投票が、市民参加型の市政運営の第一歩となります。積極的に住民投票に参加しましょう。

■可決された住民投票条例の概要

平成22年第2回臨時会において、可決された「佐久市総合文化会館の建設の賛否を問う住民投票条例」の内容については、ホームページおよび市役所庶務課、各支所総務課で閲覧することができます。なお、基本的な制度概要については、次のとおりです。

●投票できる人について

選挙と同様に、佐久市に住所を有する年齢満20歳以上の日本国民で、投票権を有する人です。

●投票の方法について

〈投票の手順〉

17ページの「住民投票の流れ」を参照

●投票は1人1票とします。

①投票する人が、必ず意思表示をしていただく設問

建設に賛成する場合は「賛成欄」へ、反対する場合は「反対欄」へ○の記号をつけます。

②建設に賛成する人が、任意で意思表示できる設問（建設に当たり参考となる設問）

①の「賛成欄」に○をつけた人は、

- 「平成21年度総合文化会館建設事業の実施設計での建設（従来通り案での建設）」
（建設費63億8千万円）と

- 「平成22年8月提案の実施設計の費用圧縮見直し案での建設（費用圧縮案での建設）」
（建設費55億1千万円）の

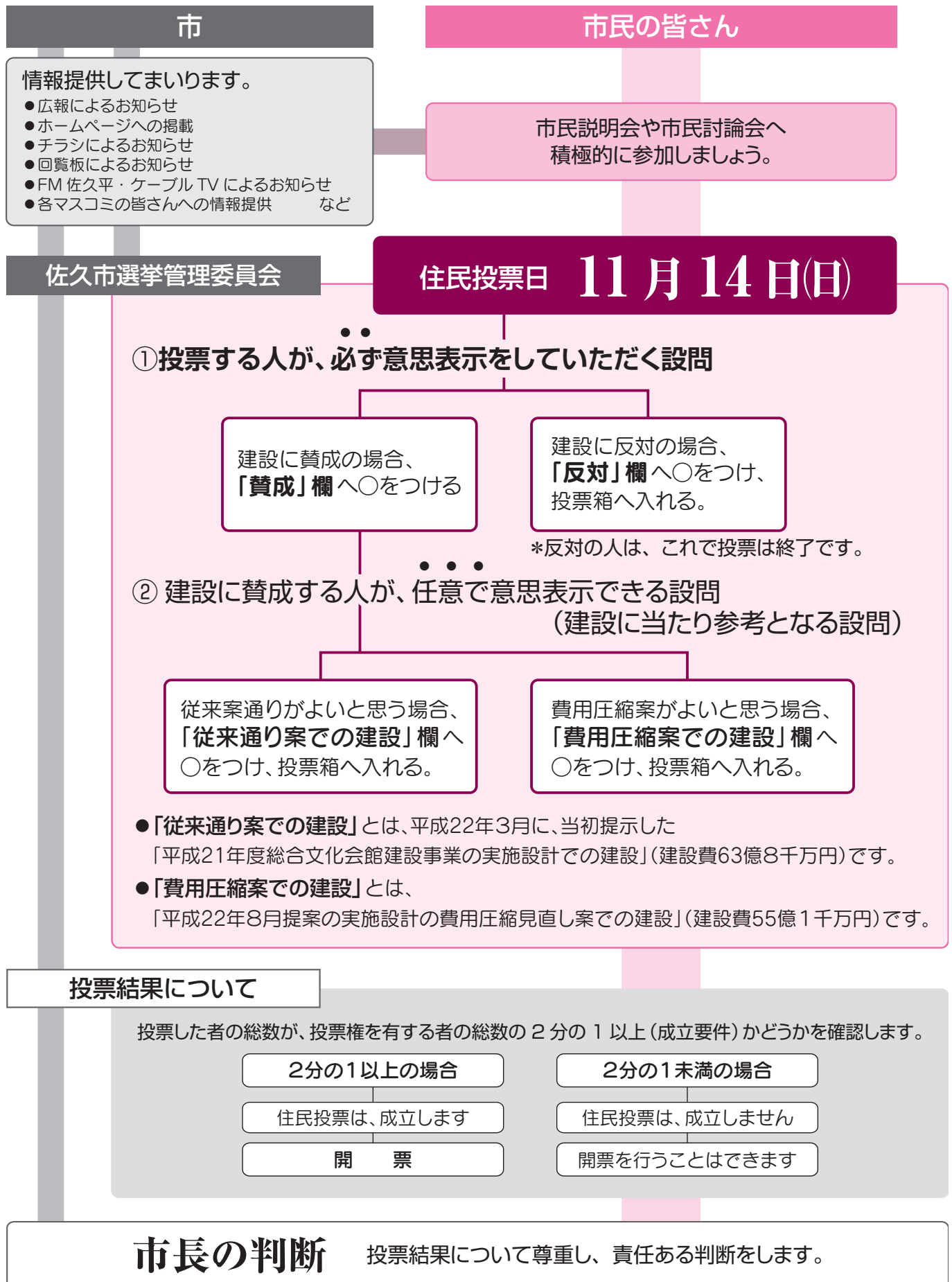
どちらかを選択し、○の記号をつけることができます。

※①の賛成欄に○をつけた人が、②の設問の欄に記載しなかった場合でも、投票は有効です。

※①で反対欄に○をつけた人は、②の設問の欄に記載しないでください。

●代理投票、点字投票、期日前投票、不在者投票ができます。

住民投票の流れ



●情報の提供について

市民の皆さんが、総合文化会館の建設についての賛否の意思を明確にするために必要な情報の提供に努めます。

その際、市長は、情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意します。

●住民投票運動について

原則、住民投票運動は自由です。

〈以下に掲げる行為は禁止されます。〉

- ・買収、脅迫その他不正の手段により市民の自由な意思を拘束し、または不当に干渉する行為
- ・市民の平穏な生活環境を侵害する行為

●投票および開票について

住民投票の投票および開票に関しては、公職選挙法、同施行令および同施行規則の規定の例によります。

●投票の結果について 17ページの「住民投票の流れ」を参照

〈成立要件等の設定について〉

今回の住民投票は、投票した者の総数が、投票権を有する者の総数の2分の1に満たないときは、成立しないものとします。

ただし、住民投票が成立しない場合でも、開票作業を行うことはできます。

〈投票の結果の扱いについて〉

市長は、成立した住民投票の結果を尊重するものとします。

また、「従来通り案での建設」と「費用圧縮案での建設」の設問の結果については、参考とします。

※住民投票の結果については、尊重し市長が責任ある判断をします。その際には、市民の皆さんや議会の皆さんに十分、説明をします。

佐久市議会第2回臨時会が開かれました

平成22年佐久市議会第2回臨時会が8月31日および9月1日の2日間の会期で開かれ、市長が提案した条例案1件、予算案1件の合わせて2件が審議され、条例案については一部修正を経て、また、予算案については原案どおり、それぞれ可決されました。

【条 例】

○佐久市総合文化会館の建設の賛否を問う住民投票条例

総合文化会館の建設の賛否を問う住民投票の実施に関し必要な事項を定めました。

市長の提案した原案に対する議会での主な修正点は次のとおりです。

①投票資格者（修正）

18歳以上（永住外国人含む。）を、20歳以上（永住外国人含まず。）に修正しました。

②成立要件（追加）

投票した者の総数が投票権を有する者の総数の2分の1に満たないときは、投票が成立しないものとしました。

③建設に当たり参考となる設問（追加）

参考として、「従来通り案での建設」又は「費用圧縮案での建設」を選ぶことができるものとしました。

〔修正後の条例に基づく住民投票の流れについては、17ページをご覧ください〕

【予 算】

○平成22年度一般会計補正予算（第2号）

総合文化会館の建設の賛否を問う住民投票に係る経費として、3,401万円を追加補正し、総額を437億2,099万円としました。

総合文化会館建設の賛否を問う 市民討論会を開催します

開催日時等

第1回目 日 時 10月16日(土) 午後7時～（開場午後6時30分）

場 所 長野県佐久勤労者福祉センター

第2回目 日 時 11月 6日(土) 午後7時～（開場午後6時30分）

場 所 佐久創造館

内 容

①パネラーによる意見発表 ②討論会（パネラー・コーディネーター）

大勢の市民の皆様のご参加をおまちしております。

市民討論会のパネラー（意見発表者）を募集します

申込方法 下記の「パネラー登録申込書」に必要事項を記入し、ファクス、郵送、Eメールでお申し込みください。

申込期限 10月8日(金)午後5時15分市役所必着（郵送の場合当日消印有効）

意見発表 会場毎に6名（賛成・反対各3名、一人4分）

抽 選 会 申込者多数の場合は、下記により抽選会を行います。

抽選日 10月13日(水) 午後4時30分～ 会場 市役所8階大会議室

※定員に達しない場合は、当日会場から募集します。

そ の 他 討論会は公開で行われますので、報道が予定されています。

■申し込み・お問い合わせ

広報広聴課

〒385-8501 佐久市中込3056番地

☎62-3075（直通） ☎63-1680

Eメール kohokotyo@city.saku.nagano.jp

パネラー登録申込書

ご意見は、以下のテーマに沿った内容をお願いします。

佐久市総合文化会館の建設に関するご意見

おなまえ お 名 前	生年月日 年 月 日
[〒 -] ご 住 所	
電話番号 ※その他の連絡先（ファックス、Eメールなど）	
あなたの建設に対するお考えに○印をつけてください 賛成 / 反対	
パネラー希望日に○印をつけてください 10月16日(土) / 11月6日(土)	

●Eメールの場合には、この申込用紙と同じ内容をメールの本文に入力して送信してください。

総合文化会館および住民投票の市民説明会日程

9月29日(水)から11月3日(水)まで、下記の会場で「総合文化会館および住民投票の市民説明会」を開催します。

それぞれ、市の関係する担当課が出席し、広く市民の皆さんからの質問等にお答えします。

一票を投じる市民の皆さんが、「建設の賛否」についての考え方をより深めていただくための説明会ですので、多くの皆さんのご参加をお願いします。



ご都合の良い日時、会場へご参加ください！

日 程			開催時間	会 場	
月	日	曜日			
9	29	水	午後7時	佐久市役所	8階大会議室
9	30	木	午後7時	野沢会館	野沢会館ホール
10	3	日	午後2時	駒の里ふれあいセンター	ホール
			午後7時	駒の里ふれあいセンター	ホール
10	4	月	午後7時	東会館	大会議室
10	7	木	午後7時	御鹿の里地域ふれあいセンター	多目的交流室
10	8	金	午後7時	佐久市役所	8階大会議室
10	12	火	午後7時	浅間会館	大会議室
10	14	木	午後7時	交流文化館浅科	穂の香ホール
10	17	日	午後2時	コスモホール	小ホール
			午後7時	コスモホール	小ホール
10	19	火	午後7時	中込会館	ホール
10	21	木	午後7時	野沢会館	多目的ホール
10	24	日	午後2時	長野県佐久勤労者福祉センター	第5会議室
			午後7時	長野県佐久勤労者福祉センター	第5会議室
10	26	火	午後7時	佐久中部地区農村環境改善センター	多目的ホール
10	28	木	午後7時	佐久市役所	8階大会議室
10	31	日	午後2時	あいとびあひ田	ホール
			午後7時	あいとびあひ田	ホール
11	1	月	午後7時	布施地域コミュニティセンター	2階大会議室
11	3	水	午後2時	交流文化館浅科	穂の香ホール

■お問い合わせ

●総合文化会館市民説明会に関すること
総合文化会館整備推進室（野沢会館内）
☎62-0664 ☎64-6132

●住民投票市民説明会に関すること
庶務課 庶務係
☎62-3002(直通) ☎63-1680